

医療法人社団東華会等に対する再生支援の完了について

2015年12月25日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2013年5月30日付けで、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項の規定による再生支援をすることを決定し、当該再生支援対象事業者の事業再生を進めてきましたが、その再生に一定の目処が立ったため、本日付けで、当該再生支援決定にかかる全ての業務を完了することとしましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

医療法人社団東華会及び有限会社東華医療設備

注：有限会社東華医療設備については、事業再生計画に沿った医療法人社団東華会への事業資産の集約等を完了したため、特別清算手続の申立てを行い、2014年3月29日、同手続は終結しております。

2. 債権額等

機構は、関係金融機関等から再生支援対象事業者に対する元本599百万円の債権を387百万円で買取り、事業再生計画に沿って額面158百万円の放棄を行いました。その後、再生支援対象事業者から事業収益による弁済を受けてきましたが、本日付で債権全額を回収しました。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者等の関係者調整及び債権買取り並びに専門家派遣により再生支援対象事業者の支援を行いました。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再建に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上